

京都市交通局管理規程第 29 号

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程を公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項中「自動車規程第 7 条第 2 項」を「自動車規程第 8 条第 2 項」に改める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)